

中間部分検査実施フロー

請負者

工事担当課

検査担当

【検査対象】

・工事担当課長又は検査担当課長が必要と認めたもの

- ・材料の調合を必要とする工事
- ・水中又は地下に埋設する工事
- ・完成後、外面から確認することができない工事
- ・その他立会いが必要とみとめられる工事 等

中間部分検査依頼書

検査日の通知

検査準備

工事担当課経由

中間検査の実施 ※出来形、品質、出来映えの確認
書類は必要最小限とする

工事担当課へ通知

検査結果報告書の作成

中間部分検査完了

注意
検査実施にあたり、事前に検査担当と協議すること。